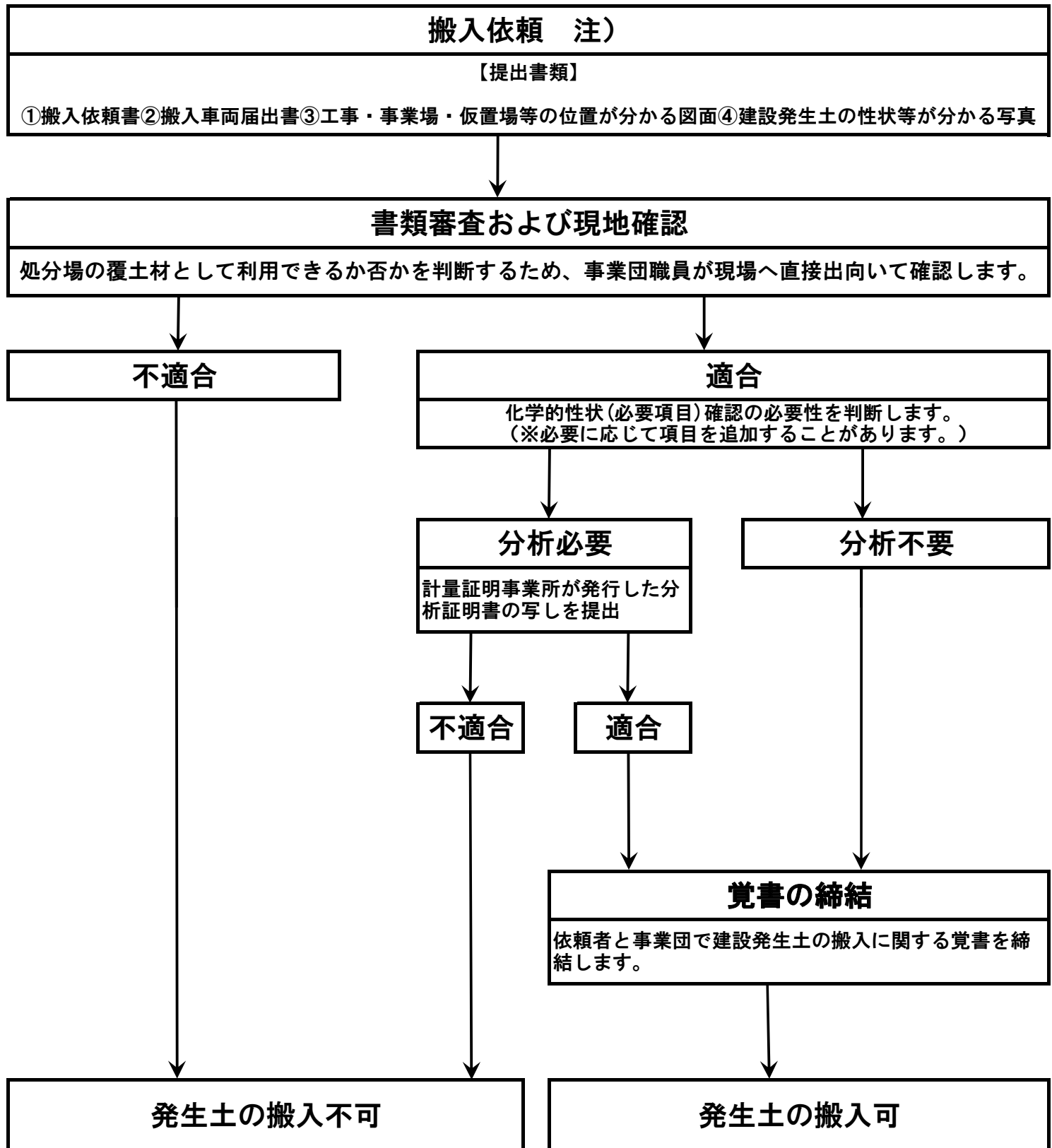


【利用手続の流れ】



- 注) 1. ①搬入依頼書には②搬入車両届出書・③工事・事業場・仮置場等の位置が分かる図面・④建設発生土の性状等が分かる写真を添付すること。
2. 製鉄所隣接地通門証を所有していない通行予定者が建設発生土を搬入しようとする場合は、製鉄所隣接地通門許可申請書を提出し、製鉄所隣接地通門証を取得すること。